

平成 21 年 6 月 4 日

各 位

会社名 シンキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹田 正広
(コード番号：8568 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 根本 要
TEL：03-3345-9341
URL：<http://www.shinki.co.jp>

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社新生銀行について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社の商号等

(平成21年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社 新生銀行	親会社	85.69	11.11	96.80	株式会社東京証券取引所 市場第一部

(注) 議決権所有割合のうち合算対象分11.11%は、新生銀行の子会社であります新生フィナンシャル株式会社の所有割合です。

当社は、新生銀行の連結子会社であります。

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の親会社等との関係

(新生銀行グループによる完全支配化について)

当社は、平成 21 年 2 月 3 日付で、新生銀行及び新生フィナンシャルとの 3 社間で「業務統合・再編成に関する基本合意書」を締結いたしました。これは、消費者金融市場の規模縮小が見込まれる中で、さらなる効率化と良質な貸付資産の拡大を図るためには新生銀行グループのコンシューマーローン事業の統合を進めることが合理的、かつ必要不可欠であると判断し締結したものであり、現在具体的な統合プランを策定中であります。なお、新生銀行との間で締結しておりました業務提携契約につきましては、新生銀行グループ全体での業務の包括的な見直しを行うことの合意に至りましたことから同日付で解消いたしました。

また、新生銀行及び新生フィナンシャルは、新生銀行グループのコンシューマーローン事業の統合を機動的に進めるためには当社を完全支配下に置くことが必要であるとして、平成 21 年 2 月 4 日から平成 21 年 3 月 18 日まで当社株式に対する公開買付けを実施いたしました。この結果、新生銀行及び新生フィナンシャルは、合わせて当社議決権の 96.80%を有することとなりました。さらに、本日開催の臨時株主総会および当社普通株式の株主による種類株主総会において、完全支配化手続きの一環として、当社定款の一部変更および当該変更によって全部取得条項が付加された当社普通株式の全部の取得について付議

しましたところ、いずれも承認可決されました。この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなり、平成 21 年 7 月 5 日をもって上場廃止となるとともに、当社は、平成 21 年 7 月 10 日をもって新生銀行及び新生フィナンシャルの完全支配下に置かれることとなる予定です。詳細につきましては、本日発表の「定款の一部変更および全部取得条項付種類株式の取得に関する承認決議ならびに基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

(人的関係)

役員につきましては、当社取締役4名のうち、取締役 1 名が新生銀行出身であるほか、社外取締役 1 名が新生銀行からの派遣受入であります。いずれも、当社からの就任要請に基づくものであります。また、社員につきましても新生銀行より 7 名の出向者を受け入れておりますが、いずれも管理部門等強化のため当社からの依頼に基づくものであります。

(出向者の受入状況)

(平成21年6月4日現在)

部署名	人数	出向者受入理由
取締役	1名	経営体制強化のため当社から就任を依頼
監査部	1名	監査部強化のため当社から依頼
管理部門	6名	管理部門強化のため当社から依頼

(注) 取締役は会社法第2条第15号に規定する社外取締役です。

3. 支配株主等との取引に関する事項

平成21年5月13日発表の「平成21年3月期決算短信」43ページの「関連当事者との取引」の項に記載のとおりであります。

4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と新生銀行との取引条件の決定に際しては、金融市場動向等を勘案のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

以上